

中国合法木材認定システム

中国木材・木製品流通協会

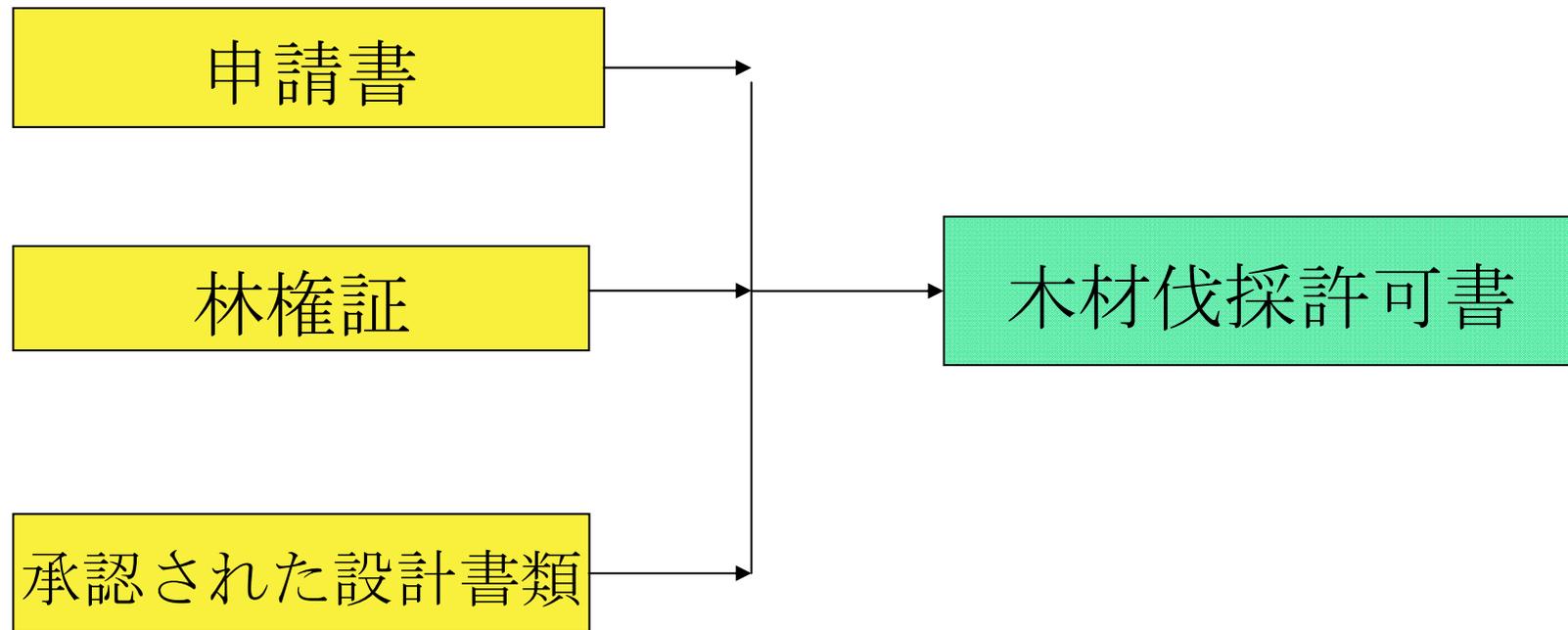
朱光前

2010年12月10日 東京

一、国産材

- ・ 中国の国産木材の管理は、主に木材伐採許可書、木材運輸許可書、木材加工許可書といった“3証”制度で行われている。
- ・ 『森林法』第32条：“林木を伐採する際に、伐採許可を取得しなければならない。しかも、許可書の規定に従い伐採を実施する。農村住民の自留地や家屋の周辺での零細的な伐採を除外する。” “国有林業企業、事業単位、機構、団体、軍隊、学校及び他の国有企業、事業単位が林木を伐採する際に、所在地の県以上の林業主管部門が規定に従って審査して、許可書を発行する。鉄道と自動車道の保護林と都市や鎮の林木の伐採に対して、関連の主管部門が規定に従って審査して、許可書を発行する。農村集体经济組織が林木を伐採する際に、県レベルの林業主管部門が規定に従って審査して、許可書を発行する。農村住民が自留山及び集団所有林から請負の林木を伐採する時に、県レベルの林業主管部門、あるいは、県の委託の上で、郷・鎮人民政府が規定に従って審査して、許可書を発行する。”

一、国産材—伐採許可書



- ・ 木材伐採許可書は全国人民代表大会が制定し、国家林業局が実施する。

一、国産材—伐採許可書

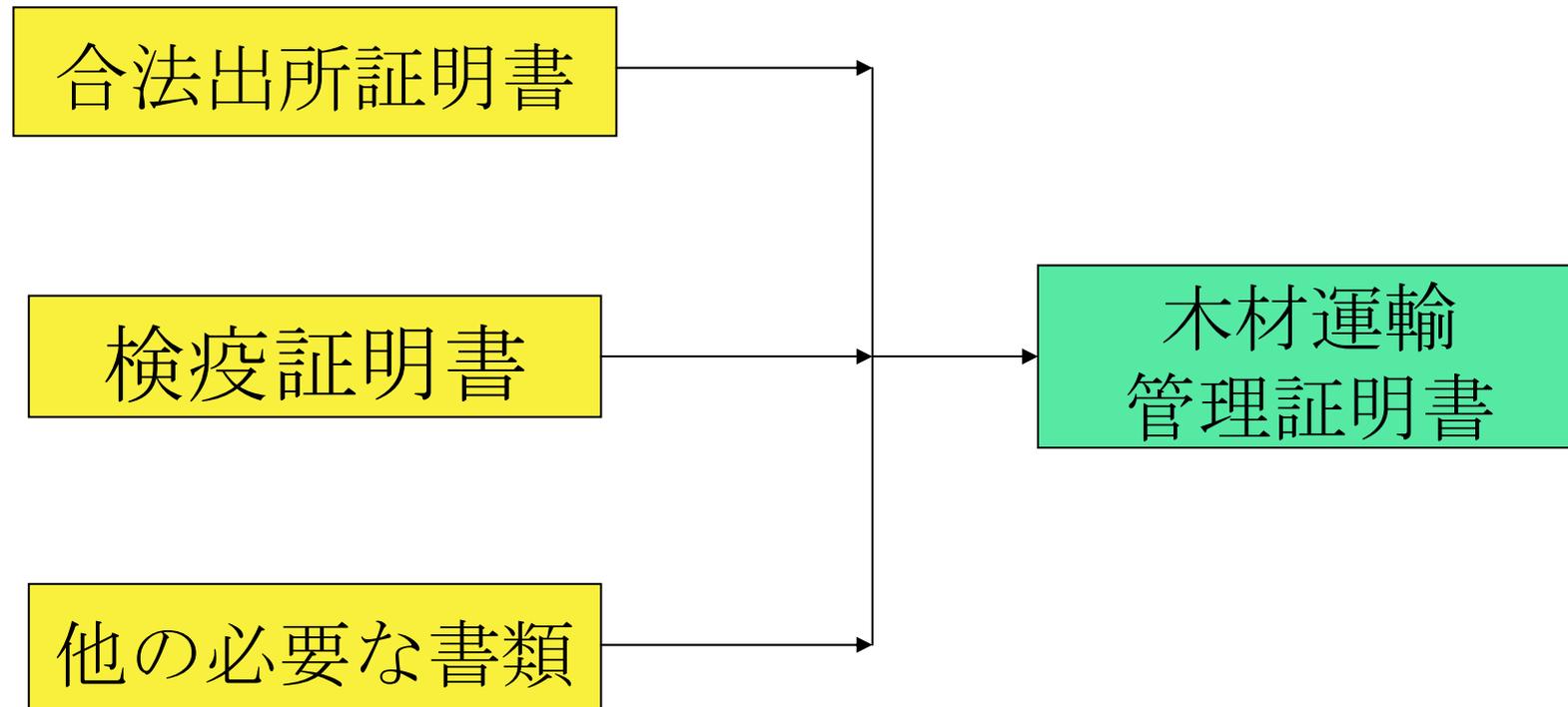
- ・ 伐採制限量の規定：国家所有の森林・林木に対して、各国有林業企業、事業単位、農場、工場、鉱山を単位として、集団所有の森林・林木及び個人所有の林木に対して、県を単位として、年度伐採制限量を定めて、省・自治区・直轄市の人民政府の林業部門がまとめて、調整し、その政府で審議されたあと、国務院に報告、承認される

林木盗伐に対する処罰規定

- ・ 森林及び他の林木の盗伐に対して、材積が 0.5m^3 以下あるいは若木20本以下の場合は、県レベル以上の人民政府林業主管部門が盗伐の本数の10倍の樹木を植林させて、盗伐された林木あるいは盗伐された林木の販売から得た所得を没収し、盗伐林木の価値の3倍から5倍の罰金を取る。森林及び他の林木の盗伐に対して、材積が 0.5m^3 以上あるいは若木20本以上の場合は、県レベル以上の人民政府林業主管部門が盗伐の本数の10倍の樹木を植林させて、盗伐された林木あるいは盗伐された林木の販売から得た所得を没収し、盗伐林木の価値の5倍から10倍の罰金を取る。森林及び他の林木の乱伐に対して、材積が 2m^3 以下あるいは若木50本以下の場合は、県レベル以上の人民政府林業主管部門が乱伐の本数の5倍の樹木を植林させて、乱伐された林木あるいは乱伐された林木の販売から得た所得を没収し、乱伐林木の価値の2倍から3倍の罰金を取る。森林及び他の林木の乱伐に対して、材積が 2m^3 以上あるいは若木50本以上の場合は、県レベル以上の人民政府林業主管部門が乱伐の本数の5倍の樹木を植林させて、乱伐林木の価値の3倍から5倍の罰金を取る。許可なしの林業地域での木材経営（加工を含む）に対しては、県レベル以上の人民政府林業主管部門が、違法経営の木材と違法所得を没収し、違法所得の2倍以下の罰金を取る。

一、国産材—運輸許可書

- ・ 木材伐採許可書は国務院が制定し、国家林業局が実施する。

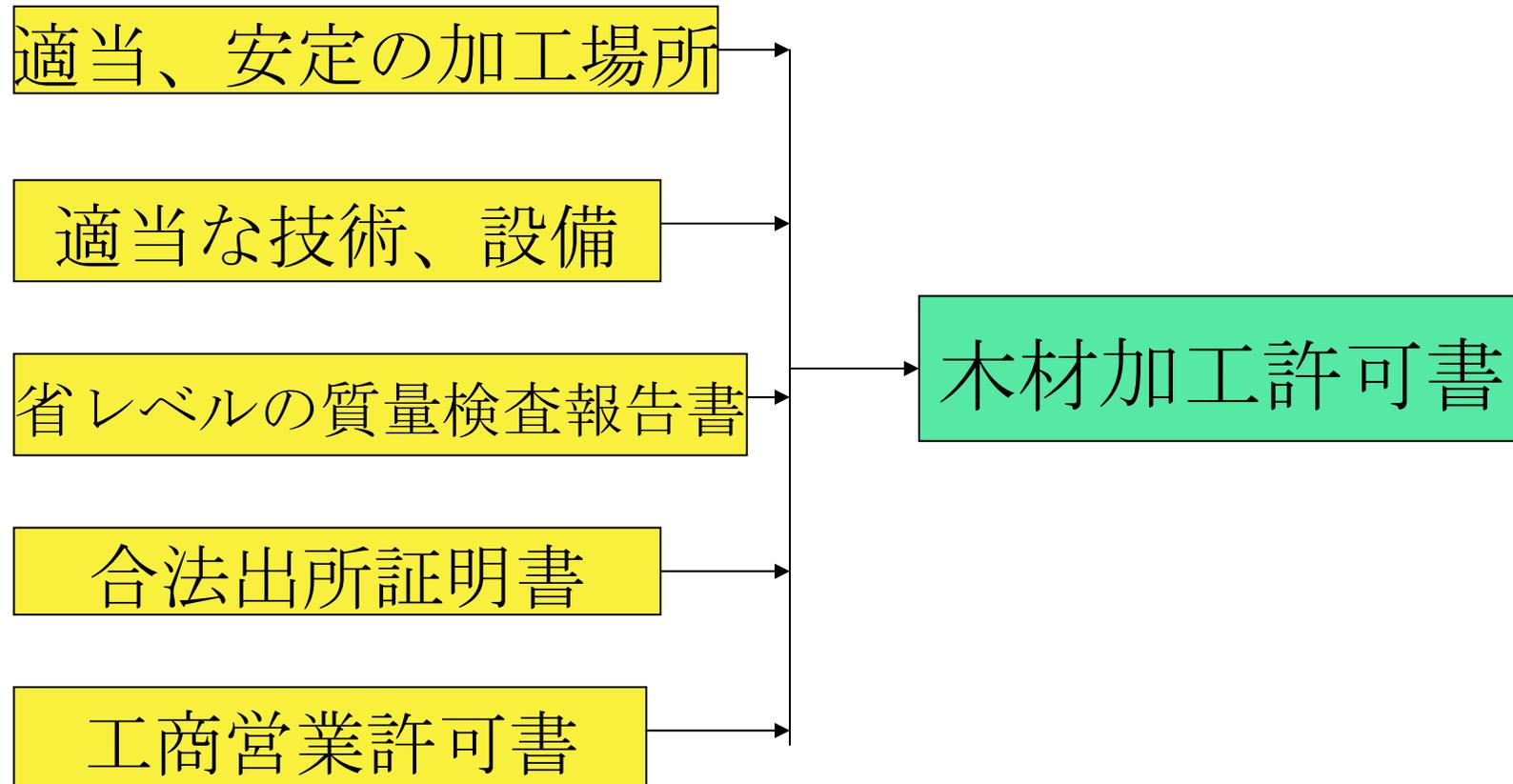


木材運輸許可書なしの運輸への処罰

- ・ 木材運輸管理は、法律に基づいて正常的な木材運輸を維持し、違法木材を流通ルートに阻止するための重要な措置である。
- ・ 法に従って発行された木材運輸許可書に承認された木材運輸の総量は、当該年度の木材伐採計画に規定された搬出、販売される木材の総量を超えてはいけない。
- ・ 木材運輸許可書なしの運輸に対して、県レベル以上の人民政府林業主管部門が違法運輸の木材を没収し、木材の持ち主に木材価値の30%以下の罰金を取る。
- ・ 偽造や書き直しの木材運輸許可書での木材を運輸することに対して、県レベル以上の人民政府林業主管部門が違法運輸の木材を没収し、木材価値の10%から50%の罰金を取る。

国産材—加工許可書

- ・ 木材伐採許可書は国務院が制定し、国家林業局が実施する。



中国の国産木材は合法木材

- ・ 林業地域で、木材経営（加工を含む）には、県レベル以上の人民政府林業主管部門に承認することが、必要である。木材経営機構と個人が、林木伐採許可書あるいは他の合法木材出所の証明書なしの木材を購入してはいけない；
- ・ そして、中国では、“3証”管理での国産材は合法性のことを証明できる。

二、輸入木材

一、中国における輸入木材の管理

(一) 政府の主要管理部門

- ・ 商務部と国家林業局は木材輸入に関する主要な主管部門である；海関総署は税関を出入りの活動を監督・管理する機関であり、輸出入の貨物と企業の貿易行為を監督・管理する；国家質量監督検験検疫総局が出入りの商品に対して質の監督、検査、検疫を行う。四つの部門が全力で協力し、木材輸出入の管理システムを形成する。

二、輸入木材

(二) 関連の法律・規則

中国は、輸入木材と林産物に対して、厳しい監督・管理を実施する。商務部、海関総署、国家林業局等の部門は協力的に輸入木材と林産物の監督・管理を実施し、違法行為を取り締まる。

関連の法律・規則は次のようにある。

1. 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約』（CITES）及び関連の規定
2. 『対外貿易法』
3. 『中華人民共和国森林法』とその実施条例
4. 『中華人民共和国海関法』
5. 『中華人民共和国輸出入商品検査法』とその実施条例
6. 『中華人民共和国税関出入動植物検疫法』とその実施細則
7. 『貨物輸出入管理条例』
8. 『中華人民共和国絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入管理条例』
9. 『野生植物保護条例』
10. 『貨物輸出許可書管理弁法』

二、輸入木材

(三) 木材輸出入に関する政策・規則

1. 税関の方

1.1 輸入税

- ・ 中国は、改革・開放政策を取ってから、生態環境を保護し、高度経済発展のニーズに満たすため、積極的に森林乱伐を禁止し、木材を輸入することを激励する政策を取った。
- ・ 木材輸入は2品目に分けられる：丸太と製材品。両方とも輸入関税はゼロ。丸太に対しての割当管理制度が取り消された。丸太の輸入に対して、増値税が13%、製材品の増値税が17%。

二、輸入木材

1.2 通関手続き

輸入を申告する時に、次の七つの証票を提出する：

- (1) 契約、CONTRACT (売買双方が署名したもので、貿易会社が提出)；
- (2) インボイス、INVOICE (売り手が記入したもので、貿易会社が提出)；
- (3) 船荷証券、B/L (船会社が記入したもので、貿易会社が提出)；
- (4) 明細書、PACKING LIST (発送人が記入したもので、貿易会社が提出)；
- (5) 原産地証明書、CERTIFICATE OF ORIGIN (原産地の政府機関あるいは関連の部門が発行したもので、貿易会社が提出)；
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の証明書 (関連機関が発行したもので、申告会社が提出)；
- (7) 通関書類 (検査検疫部門が発行したもので、申告会社が提出)

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

(一) 定義

- ・ 合法木材：まず、各国の全ての林業関連法案を符合しなければならない。森林からの木材は、合法的に伐採される。森林管理も、全ての森林管理関連の国内法を順守しなければならない。以下のような内容を含むべき：合法の伐採権、森林管理・環境・労働・厚生・健康・安全に関連法律の順守、納税・知的所有権に関する法律の順守、国際法（例えば、CITES）の順守など。合法木材の定義に関して、協議国の双方の署名した協議の中に、明確にすべきである。遵守すべきである各国の関連法案のリストを作って、明確にして、このチェックリストは、木材合法性認定システムの重要の一部となる。

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

- ・ “協議国”とは、木材合法性認定システムの枠組み協議に署名し、協議を実行する国家である。
- ・ 木材合法性認定システム：具体的な木材や木製品に対して、売り手は、使われる木材の出所の合法性を保証する。輸出木材に対して、協議国が発行した合法性証明書類で、その合法性を認定する；或いは、国際に認可される森林認証スキームの認定証書でその合法性を認定する。非協議国からの輸入木材に対して、輸入際に、合法性を証明できる書類、あるいは、森林認証の証書で合法性を認定する。

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

(二) 基本原則

1. 各国の主権を尊重すること。国家は独立で、不可侵の社会総合体であり、すべての国際規範は、国家主権のことを考えなければならない；
2. 中国の法律・規則を符合すること。現行の法律・規則の枠組みの中に、木材合法性証明書を提出する；
3. WTO規則と関連国際公約の要求に符合すること。森林の持続可能な発展を促進し、生態環境を保護するための措置である；
4. 途上国の利益を符合し、政府の役割を強調すること。

三、輸入木材合法性の認定に関する構想

- ・ 木材輸出国が木材合法性の証明書類を発行する：協議国と協議する上で、輸出国の林業主管部門が木材出所の合法性を審査し、輸出木材及び木製品が国内生産と輸出の過程で合法であることを確保し、さらに、統一の合法性証明書類を発行する。

谢谢！